

## 第6 会の財政状況と検討課題

### 1 はじめに

東京弁護士会（以下「当会」という。）では、従前から5年ごとの財務問題の見直しを行っており、中長期的な財務の問題を検討し指針を発表してきた。そして、2016（平成28）年5月、財務問題検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）が設置され、検討・協議を重ねてきている。しかし、本政策要綱脱稿の時点では、WGの最終報告書が提出されるまでには至っていない。以下、WGでの中間的な議論を踏まえて以下論じることとする。

なお、当会の財政をめぐる問題点はいくつもあるが、概括的な問題点の指摘は、毎年の決算に対する監事意見にまとめられているので、そちらを参照して頂くとして、本稿では、近時の最重要課題の1つである「一般会計の繰越金」という論点に絞り論じることとする。その他の論点についてのWGの見解については、最終報告書を参照されたい。

### 2 問題の所在

2006（平成18）年度の臨時総会においてOAシステムの開発に関する決議がなされ、開発費用として大規模の支出が予定されているところ、その費用を賄うのに十分な繰越金が存しなかったことから、2010（平成22）年度理事者において、一般会計から会館維持管理会計への繰り入れを7年を限度（2017〔平成29〕年度まで）として停止する旨の提案がなされ、2010（平成22）年度の臨時総会において繰り入れ停止の決議がなされた。その結果、一般会計から会館維持管理会計への支出がなくなったことから、2016（平成28）年3月末における一般会計の繰越金は15億7,000万円に達している。そこで、第1に、一般会計から会館維持管理会計への繰り入れ再開について、第2に、2016（平成28）年度末における一般会計の繰越金15億7,000万円の処分について、以下論じる。

### 3 繰り入れ再開の時期及び金額

一般会計からの繰入停止が2017（平成29）年度までに限定されているため、2018（平成30）年度より、一般会計から会館特別会計への繰入を再開する必要があるが、一般会計の健全化の見地から、予定どおり2018（平成30）年度から繰り入れを再開すべきか否かがここで検討すべき問題である。

会館特別会計に関する現状としては、会館の通常の（大規模修繕を含まない）維持・管理に、毎年1億9,000万円程度を要する。また、大規模修繕については、正確な予測が困難であるが、20年間で30億円（年間1億5,000万円）程度が必要と予測されている。

他方、新入会員からの臨時会費が、2016（平成28）年11月2日の臨時総会において、65期以降の新入会員の臨時会費の新たな徴収が廃止され、現時点で、積立金が53億円程度、期限未到来の

未収臨時会費が8億円程度存するところ、近々行われる20年目の改修に20億円程度を要し、残額は41億円程度となる。

以上を前提に、一般会計から会館特別会計への繰入を再開しない場合には、いずれそう遠くない将来（今後15年程度との予測もある。）、積立金が枯渇する可能性がある。

そこで、一般会計から会館特別会計への繰入を全面的に再開することには、多大なリスクが伴う。他方、新入会員からの臨時会費を廃止したことにより、2018（平成30）年度以降に一般会計から会館特別会計への繰入を全面的に再開したとしても、会館特別会計は、25年程度後には枯渇するものであり、いずれかの時点で会館のための（臨時）会費の徴収を再開する必要がある。このように、会館の修繕・維持・管理の問題は、一般会計から会館特別会計への繰入だけの問題で解決できるものではないが、そうであれば、一般会計についても、会館特別会計についても、それぞれ適切な負担と支出について、広く会員の意見を聞きながら、決定していくことが肝要である。

以上から、一般会計から会館会計への繰入も、これを全面的に行うか、または、行わないかの二者択一で検討するだけでなく、中間的な形態として、一部繰入（半額の繰入のほか、1割から9割まで無数の選択肢があり得る。）も是非検討すべきである。

#### 4 一般会計繰越金15億7,000万円の処分

一般会計からの積立を要するものとしては、当面のところ、災害復興特別会計積立金（新設）、職員退職給付引当金、事業準備積立金、の3つが考えられる。

##### (1) 災害復興対策特別会計積立金

2016（平成28）年度理事者からは、災害復興対策特別会計積立金の提案がなされ、2016（平成28）年11月2日の当会の臨時総会において、災害基金2億円の補正予算が承認された。この結果、一般会計繰越金が2億円減額になった。なお、同議案の審議の中で、災害基金として2億円では不十分ではないか、との意見があり、今後、増額の検討の余地がある。

##### (2) 職員退職給付引当金

2016（平成28）年3月末時点の職員退職金の期末要支給額は6億円であり、積立不足額は5億円である。そこで、一般会計から会館維持管理会計への繰り入れが再開する2018（平成30）年度以前の段階で、積立不足額を積立てるのが適切であるが、考え方としては、不足額5億円のうち一部を積み立てる（例えば2億円積立て、3億円にする。）との考え方もあるが、WGでは、余力のあるうちに不足額の5億円全額積み立てるべきであるとの考え方が支配的である。

また、退職金については、当会には規則がないので（二弁及び日弁連は規則あり）、規則化すべきかも論点である。さらには、当会では、退職金の引当金の負債計上を行っていないが（一弁、二弁及び日弁連が負債計上している）、当会でも、速やかに負債計上すべきである。

##### (3) 事業準備積立金（OA刷新）

2010（平成22）年度において、コンピュータシステムの導入を行うに際しては6億円の資金が必要となり、当時の一般会計繰越金残額が5億1,400万円であったことから、繰越金の使用だけでは

十分な予算措置を講じることが出来ないことが判明し、一般会計から会館維持管理会計への繰り入れを停止したという経緯がある。

現在の1億円の積立だけでは大規模なコンピュータシステムの改修費用としては不十分なことが明らかであるが、今後の改修費用の正確な見積りは困難である。しかしながら、一定時期毎に、システム的大幅な入れ替えや、新規ソフトウェアの開発などの需要があると想定され、その都度6億円程度の支出を要するとの前提のもとに必要な資金の準備を行っておく必要がある。

積立の方法としては、不足額5億円を積立てる（一気に6億円まで積み立てる）方法もあるが、当面、2億円の追加積立を行う（3億円まで積み立てる）ことも有り得る。

#### **(4) おわりに**

以上のように、2015（平成27）年度末（2016〔平成28〕年3月末日）決算における一般会計の繰越金は15億7,000万円であるので、上記の不足額を積立てても（職員退職給付引当金5億円、事業準備積立金2億円、災害復興特別会計積立金（新設）2億円、合計9億円）一般会計の繰越残金は、15億7,000万円-9億円=6億7,000万円となる。